

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|          |                         |  |
|----------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容  |                         | 建築協定の変更の認可   |
| 根拠法令及び条項 |                         | 建築基準法第74条第1項   |
| 所管部課係名   |                         | まちづくり未来部建築審査課建築審査係   |
| 審査基準     | 関係条項                    | 新座市建築協定条例（昭和47年12月27日条例第37号）<br>建築協定に関する公聴会規則（昭和48年1月8日規則第1号）<br>建築協定書の縦覧規則（昭和48年4月9日規則第12号） |
|          | 基準<br><br>（未設定の場合はその理由） | 未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）              |
|          | 参考事項                    | 解釈文書等<br>「建築基準法質疑応答集」（第一法規 平成元年）   |
|          | 設定等年月日                  | 年 月 日設定（年 月 日最終変更）   |
| 標準処理期間   | 標準処理期間<br>（未設定の場合はその理由） | 60日  |
|          | 設定等年月日                  | 平成16年4月1日設定（年 月 日最終変更）   |